

ID: 96

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 こども家庭・保健センター

処分の概要	医療機器の使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市こども家庭・保健センターの管理に関する条例施行規則 第6条第1項		
例 規 番 号	昭和56年規則第24号		
【根拠条文】 (医療機器の使用の許可) 第6条 こども家庭・保健センターの利用者のうち条例第3条第10号の規定により機器を使用しようとする者は、あらかじめセンター長に使用申請書を提出し、その許可を受けなければならない。 2 前項の利用者は、機器の使用を終わつたときは、直ちにセンター長に届け出てその点検を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日